

## 市道等維持修繕業務委託 事務処理試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市長が定めた区域に存する市が管理する道路（橋りょうを含む。）その他の公共土木施設及びこれらに附属する工作物（以下「市道等」という。）の小規模な維持修繕等の業務（以下「市道等維持修繕業務」という。）を、受注者に委託して行うことに関し必要な事項を定める。

### (指示業務)

第2条 受注者は、市長から指示のあった次に掲げる業務（以下「指示業務」という。）を実施するものとする。この場合において指示業務は、1回の指示による業務委託料が130万円未満となるものとする。

#### (1) 道路

路面補修、排水管・側溝等の設置及び補修その他の維持管理上必要な道路の補修に関すること。

#### (2) その他

防護柵、標識、区画線等の交通安全施設の設置及び補修その他の維持管理上必要な公共土木施設の補修に関すること。

#### (3) 緊急時の対応

(1)及び(2)の緊急時の対応に関すること。

2 市長は、維持修繕等の状況に応じて、区域内の業務を受注者に指示しないことができる。

### (その他の業務)

第3条 受注者は、指示業務のほか、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 区域内の市道等のパトロールの実施に関すること。

(2) 市道等の異常を発見した場合の現場状況等の報告に関すること。

### (業務責任者の配置)

第4条 受注者は、土木工事業に係る技術者の資格（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項から第4項までに規定するものをいう。）を有し、かつ直接的な雇用関係にある者を業務責任者として3名配置し、そのうち統括業務責任者として1名を配置しなければならない。

2 受注者は、統括業務責任者及び業務責任者を配置した場合は、統括業務責任者及び業務責任者通知書により、その名前等を市長に通知しなければならない。統括業務責任者又は業務責任者を変更した場合も同様とする。

3 統括業務責任者は市道等維持修繕業務の統括を、業務責任者は指示業務の管理を行うものとする。

4 統括業務責任者及び業務責任者は、常時（24時間）連絡が取れ、緊急時の対応の体制を整えることができる者でなければならない。

5 業務責任者の専任配置は、義務を要しないものとする。

### **(市道等維持修繕業務の実施)**

第5条 受注者は、市道等維持修繕業務の実施に当たって、あらかじめ業務計画を作成し、監督員へ提出するものとする。

2 受注者は、適宜、業務責任者をしてパトロールを実施するものとし、パトロールを実施したときは、その日報等を監督員へ提出するものとする。

3 受注者は、パトロールの実施等により、市道等の異常を発見したときは、遅滞なく監督員へ報告しなければならない。

4 受注者は、市道等維持修繕業務が完了したときは、その成果をあらわす書類等を添付し、業務委託完了報告書を市長に提出するものとする。

### **(指示業務の実施)**

第6条 市長は、業務箇所、概要等を記載した業務指示書（以下「指示書」という。）により、受注者に指示業務の実施を指示する。

2 前項の規定による指示は、受注者が指示書を受領することにより、指示があったものとする。ただし、緊急時等のやむを得ないときは口頭、電話、FAX等の方法により、指示することができるものとし、指示後、速やかに指示書を取り交わすものとする。

3 受注者は、前項の規定による指示があったときは、遅滞なく、業務に着手しなければならない。ただし、市長の了承を得た場合はこの限りではない。

4 受注者は、指示業務が緊急的又は応急的な対応を要するときは、直ちに出勤し、必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、業務（指示業務を含む）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者から委任（下請負）承諾願が提出された場合において、業務の一部であって、専門的な業務等やむを得ない業務として市長が認めた場合はこの限りではない。

6 市長は、指示業務の実施に当たり、契約の単価にない業務の実施を指示する必要があるときは、受注者と協議して単価を追加することができる。この場合の追加する単価は、土木工事標準積算基準書（広島県）に基づき算出した単価（直接工事費）に、当初諸経費率及び当初設計金額に対する当初業務委託料の割合（落札率）を乗じて得た額とする。

### **(検査及び支払)**

第7条 受注者は、市道等維持修繕業務委託に関わる前払金を請求できないものとする。

2 市長は、指示業務ごとに業務委託料を支払うものとする。

3 受注者は、指示業務が完了したときは、遅滞なく必要な書類を添付し、指示業務完了通知書により、市長へ通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知を受けた日から10日以内に検査し、業務委託料を決定するものとする。

5 前項の業務委託料は、数量に契約の単価を乗じて得た額とする。ただし、その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 受注者は、第4項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求できるものとする。

る。

7 市長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

附 則

この要領は、2014年（平成26年）7月10日から施行する。

附 則

この要領は、2015年（平成27年）3月17日から施行する。

附 則

この要領は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。